

評議員・役員報酬等基準

(権限)

定款 第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

※他関係文 定款 第八条、第二十一条

1. 評議員・役員報酬（日当）等の額（案）

名 称	支 給 額
評議員会出席報酬等	5,000 円＋源泉所得税額相当分
理事会出席報酬等	5,000 円＋源泉所得税額相当分

2. 費用弁償（案）

新任評議員または新任役員の就任手続きに必要な公文書等を提出した者に、実費相当額の費用弁償を行うものとする。